

第3章

多様な人々の安心な暮らしに向けた支援

経済・社会のグローバル化、単身世帯の増加など世帯構成の変化、正社員以外の労働者の増加など雇用・就業環境の変化等が進む中、これまであまり表面化してこなかった新たな問題が見えるようになってきました。

ひとり親家庭、高齢者、若年層といった人たちの中で、経済的自立が困難であったり、就業機会が不足していたり、地域社会とのつながりに乏しく孤立しているなど、困難な課題に直面する人が増加しており、特にコロナ禍においてその深刻化が懸念されています。

現実にこの状況に置かれている男女が、個人のみで課題を解決することは極めて難しく、行政による公助だけでなく、企業、NPOや地域社会等による共助による支援を実施しながら、最終的には、自立した個人として、その能力と個性を十分に発揮できるようにすることは、都の男女平等参画社会の理念を実現するためにも必要です。

支援に当たっては、抱える課題が男女により異なる場合も多いことから、男女平等参画の視点に配慮した対応が求められます。

また、障害者であることや、性的少数者であることなどを理由として困難な状況におかれている場合もあり、人権尊重の観点からの配慮が必要です。

男女平等参画社会の実現に向けて、多様性を尊重するとともに本項に掲げる対象以外にも、困難を抱える人々、そのことに自ら声を上げられない人々を取り残すことなく、それぞれの事情に応じた取組を推進していくことが必要です。

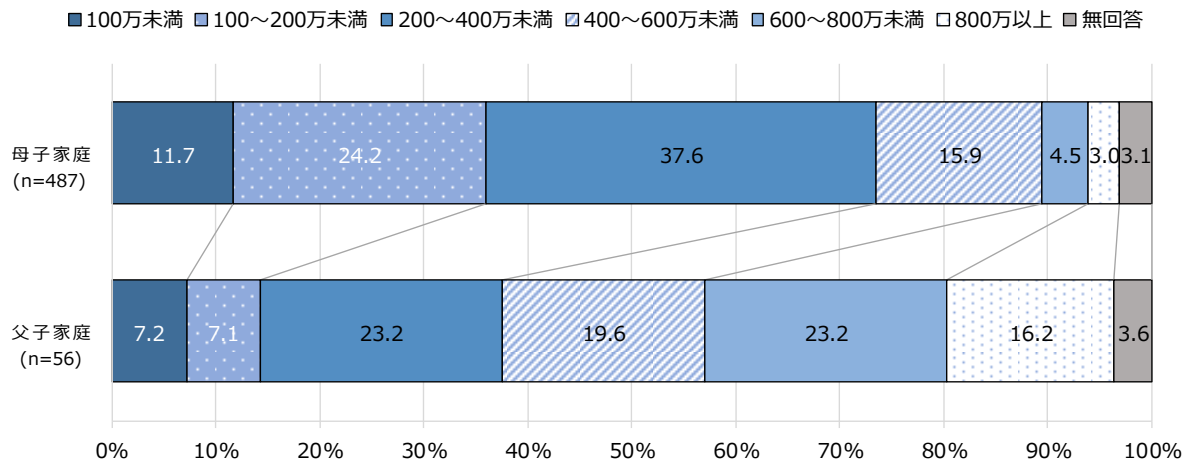
第3章 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援

1 ひとり親家庭への支援

現状・課題

- 令和3年の都内におけるひとり親家庭の世帯数は、母子世帯が約114,600世帯、父子世帯が約23,500世帯と推計されています。
- 平成29年度東京都福祉保健基礎調査によると、母子世帯の89.9%、父子世帯の91.1%が就業しています。雇用形態をみると、母親では、正規の職員・従業員の割合が42.5%、パート・アルバイトが32.0%であるのに対し、父親では、正規の職員・従業員が78.4%、自営業が5.9%となっています。
- 母子世帯の年間収入は、200万円未満が全体の35.9%、200～400万円未満が37.6%となっています。父子世帯では200万円未満の割合は、14.3%、200～400万円未満が23.2%です(図Ⅲ-1)。
- 現在困っていることとしては、母子世帯では「家計」(73.6%)、「子供の教育・進路・就職」(55.7%)を挙げる人が多く、経済的な自立に向けた支援を特に必要としていることがうかがえます。一方、父子世帯では「子供の教育・進路・就職」(55.6%)、「子供の世話」(55.6%)、「家事」(25.9%)、「仕事」(25.9%)となっており、生活面での支援を特に必要としていることがうかがえます(図Ⅲ-2)。
- 内閣府男女共同参画局のコロナ禍の女性への影響と課題に関する研究会の緊急提言ではコロナ禍においてシングルマザーの収入減少、生活困窮が訴えられており、ひとり親家庭への支援強化が必要とされています。
- ひとり親家庭の親は、子育てと家計の支え手を同時に担うため、肉体的、精神的な負担も大きいこと、また、経済的に困窮している家庭が多いことなどから、子供が保育や教育を受ける機会の確保も含めて、生活全般を視野に入れた総合的な支援が必要です。また、忙しいひとり親が多く、情報の中から必要な支援を見つけ出すことができるような情報発信も重要です。
- また、母子家庭、父子家庭には、ひとり親家庭に共通する課題に加え、各々の特性に応じた課題があります。そのため、母子家庭・父子家庭の特性やニーズを把握した上で、それぞれに配慮した施策を進める必要があります。

(図Ⅲ-1)母子世帯と父子世帯の平均年間収入（東京都）



資料：東京都福祉保健局「平成 29 年度東京都福祉保健基礎調査」より作成

(図Ⅲ-2)ひとり親世帯になって現在困っていること(複数回答) -母の年齢階級別（東京都）

	総数	家計について	仕事について	住居について	家事について	健康について	親族の健康・介護について	子供の世話について	就職・子供の教育・進路について	社会的偏見（世間体）	
総数	100.0 (372)	69.1	30.1	15.1	6.5	19.4	11.3	24.2	55.6	8.3	2.7
母子世帯	100.0 (345)	73.6	30.4	16.2	4.9	20.0	11.3	21.7	55.7	8.7	2.6
父子世帯	100.0 (27)	11.1	25.9	-	25.9	11.1	11.1	55.6	55.6	3.7	3.7

資料：東京都福祉保健局「平成 29 年度東京都福祉保健基礎調査」

取組の方向性

- ひとり親家庭の様々な問題について相談に応じることができるよう、相談体制の整備を進めるとともに、ひとり親家庭に対する適切な支援を行う必要があります。あわせて、ひとり親家庭が必要とする支援に関する情報を包括的に提供していきます。
- ひとり親家庭が地域で自立した生活ができるよう、安定した就業と子供の健全な育成につなげるため、就業支援、子育て支援や生活の場の整備、経済的支援等、総合的な対策を行います。

都の施策

ア ひとり親家庭の相談や就業支援等

- ひとり親家庭が抱える課題に早期に対応するとともに、様々な関係機関が連携して適切な支援につなげるための相談体制を充実させます。
- ひとり親家庭のより安定した就業に向けた支援とともに、就職に有利な資格取得等の支援を行います。
- ひとり親家庭の親が安心して子育てでき、子供が健やかに育まれるよう、ひとり親家庭になった直後など家事や育児等の日常生活に支障を抱える家庭への生活支援や、必要な時に子育て支援サービスを適切に利用できるようにするための体制の充実、子供の学習支援等、多様な支援を行います。
- ひとり親家庭の自立と子供の将来の自立に向け、引き続き、児童扶養手当・児童育成手当の支給や母子及び父子福祉資金の貸付等の経済的な支援を行います。

番号	事業名	事業概要	所管局
232	東京都ひとり親家庭支援センター事業	東京都ひとり親家庭支援センター（母子家庭等就業・自立支援センター）において、ひとり親家庭及びその関係者に対し、生活相談、就業相談、養育費相談、面会交流支援、離婚前後の法律相談、就職情報の提供などの各種支援策を実施します。ひとり親家庭向けに LINE アプリによる相談も実施します。 また、区部に加え、多摩地域に相談拠点を設置、多摩地区のひとり親家庭への相談体制の強化を図ります。	福祉保健局

番号	事業名	事業概要	所管局
233	母子・父子自立支援員の活動	母子家庭、父子家庭及び寡婦に対する相談と、その自立に必要な援助、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	福祉保健局
234	ひとり親家庭等生活向上事業の実施	ひとり親家庭に対して区市町村が実施する学習支援事業や相談事業など、各種生活支援事業への補助を行います。	福祉保健局
235 ☆	ひとり親向けオンライン訓練・就活支援事業	PCや通信機器を無償で貸与し、eラーニング等により、資格の取得、スキルの習得及び就職支援を一体的に行うことで、ひとり親の方々のキャリア形成や就職活動を支援します。	産業労働局
236	ひとり親家庭等在宅就業推進事業	在宅就業を希望するひとり親等に対し、一定の期間、業務の調達・分配、納入した業務の検収を行うとともに、在宅就業コーディネータがサポートを行います。	福祉保健局
237	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	町村部に居住する、ひとり親家庭の親及び児童が、高等学校卒業程度認定試験に合格するための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受講費用の一部を支給します。（区市居住者は各区市が実施）	福祉保健局
238	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	町村部に居住する母子家庭の母親及び父子家庭の父親の就業を支援するため、教育訓練や国家資格取得に要する費用の一部を支給します。（区市居住者は各区市が実施）	福祉保健局
239	東京都ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付けるとともに、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し住宅支援資金を貸し付けます。	福祉保健局
240	母子・父子自立支援プログラム策定事業	町村部に居住し、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の就業自立を促進するため、自立支援プログラムに基づく就労支援を行います。（区市居住者は各区市が実施）	福祉保健局
241	ひとり親家庭相談窓口強化事業	就業支援専門員がひとり親家庭に対して、職業能力の向上や求職活動等、就業についての相談・支援を行います。母子・父子自立支援員と連携し、総合的な支援体制を提供します。	福祉保健局

番号	事業名	事業概要	所管局
242	職業訓練の実施（母子家庭の母等に対する職業訓練）	母子家庭の母等に対し、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施します。また、公共職業訓練を受講する母子家庭の母等に対し、受講期間中、訓練手当を支給します。	産業労働局
243	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業補助	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して一定期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行う市町村の事業に対して補助します。	福祉保健局
244	児童扶養手当・児童育成手当（育成手当）の支給	ひとり親家庭等に対する児童扶養手当又は児童育成手当（育成手当）の支給により、ひとり親家庭等を経済的に支援します。	福祉保健局
245	母子及び父子福祉資金の貸付	ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付を実施し、経済的に支援します。	福祉保健局
246	ひとり親家庭に対する都営住宅の入居機会の拡大	ひとり親家庭の都営住宅の入居機会を拡大するため、世帯向け募集における当せん倍率の優遇や、ポイント方式による募集、若年夫婦・子育て世帯向け定期使用住宅の募集、毎月募集の対象者に加えるとともに母子生活支援施設転出者向け特別割当て等を行います。	住宅政策本部

<東京都ひとり親家庭支援センター（シングルママパパつながるライン）>



イ 保育サービス等の整備

- ひとり親家庭の就労継続に不可欠な保育サービス、学童クラブ等の整備を進めます。

番号	事業名	事業概要	所管局
247	保育サービスの拡充	認可保育所や認証保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育など、地域のニーズに応じた多様な保育サービスの整備を推進します。(再掲)	福祉保健局
248	認証保育所の推進	大都市の特性を踏まえ、都独自の基準により都が認証する認証保育所の整備を推進します。(再掲)	福祉保健局
249	認定こども園の推進	就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園に対して、都独自の補助を行うなど、地域において子供が健やかに育成される環境の整備を推進します。(再掲)	生活文化スポーツ局
		就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園の整備を推進します。(再掲)	福祉保健局
		就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園を設置する区市町村に対して、指導・助言など広く支援を行い、地域において子供が健やかに育成される環境の整備を推進します。(再掲)	教育庁
250	一時預かり事業補助	保護者の疾病や災害等に伴い、緊急・一時的な保育を必要とする時、また育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担を軽減するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てできる環境を整備する。(再掲)	福祉保健局
251	定期利用保育事業補助	パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育することで、安心して子育てできる環境を整備します。(再掲)	福祉保健局
252	学童クラブ事業の充実	保護者が労働等により昼間家庭にいない都内小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う区市町村に一定の補助を行います。(再掲)	福祉保健局

番号	事業名	事業概要	所管局
253	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)の推進	育児の手助けをしたい人(提供会員)と手助けを受けたい人(依頼会員)が、地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援する会員組織「ファミリー・サポート・センター」の設立を区市町村に働きかけるとともに、設立した区市町村に対し一定の補助を行います。(再掲)	福祉保健局
254 ☆	ベビーシッター利用支援事業	待機児童の保護者や、育児休業を1年間取得し復職した保護者が、保育所等への入所決定までの間、又は夜間帯保育を必要とする保護者が、認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を区市町村と連携して助成します。 また、日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育が必要になった保護者や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者に対し、本事業の参画事業者として認定を受けたベビーシッター事業者による保育を提供する区市町村に補助を行います。(再掲)	福祉保健局
255 ☆	住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進	住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者(高齢者、障害者、子育て世帯、DV被害者など)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ります。以下の3つから成り立ちます。 ①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度 ②登録住宅の改修や入居者への経済的支援 ③住宅確保要配慮者への居住支援 東京都居住支援協議会は、区市町村における居住支援協議会の設立を促進するとともに、その活動を支援します。(再掲)	住宅政策本部

都民・事業者の取組

ア ひとり親家庭の相談や就業支援等

- 地域において、NPOや当事者団体等の連携により、ひとり親家庭を支援していきます。

番号	項目	概要	団体名
262	様々な支援	協同組合の一員として高齢者対策やひとり親家庭に対する助け合い活動に関心を持ち、JA や地域と連携し、相互扶助のある暮らしを求めています。	J A 東京女性組織協議会
263 ☆	様々な支援	新たに子ども・若者支援プラットフォームを設立し、子ども食堂を通じた学習支援の場の提供を行います。	連合東京
264	様々な支援	民間企業の協力による支援プロジェクト*の実施 * 民間企業と社会福祉法人東京都社会福祉協議会が、福祉施設で暮らす子供たちの進学支援を行うとともに、それらに関わるNPOの組織強化もサポートします。 本プロジェクトの実施に当たっては、民間企業の社員たちがボランティアとして参加・協力します。 なお、東京ボランティア・市民活動センターは、社会福祉法人東京都社会福祉協議会のひとつの事業部です。	ボランティア・市民活動センター
265 ☆	様々な支援	区市町村における子ども食堂の連絡会のネットワークづくりを進めます。	ボランティア・市民活動センター

番号	項目	概要	団体名
266	女性のための顕彰活動	<p>(1) 女性のための顕彰活動により、女性のチャレンジを支援します。(再掲)</p> <p>「夢を生きる 女性のための教育・訓練賞」</p> <p>対象：扶養家族に対し主たる経済的責任を負っている女性で、生活レベルアップを目指して高校と同等のプログラム、専門学校、技能訓練プログラム、大学学部課程に在学中もしくは入学許可を得ており、かつ経済的援助が必要な女性</p> <p>(2) 母子家庭の現状について講演会等を開催、支援します。(再掲)</p>	国際ソロプチミストアメリカ日本東リジョン

2 高齢者への支援

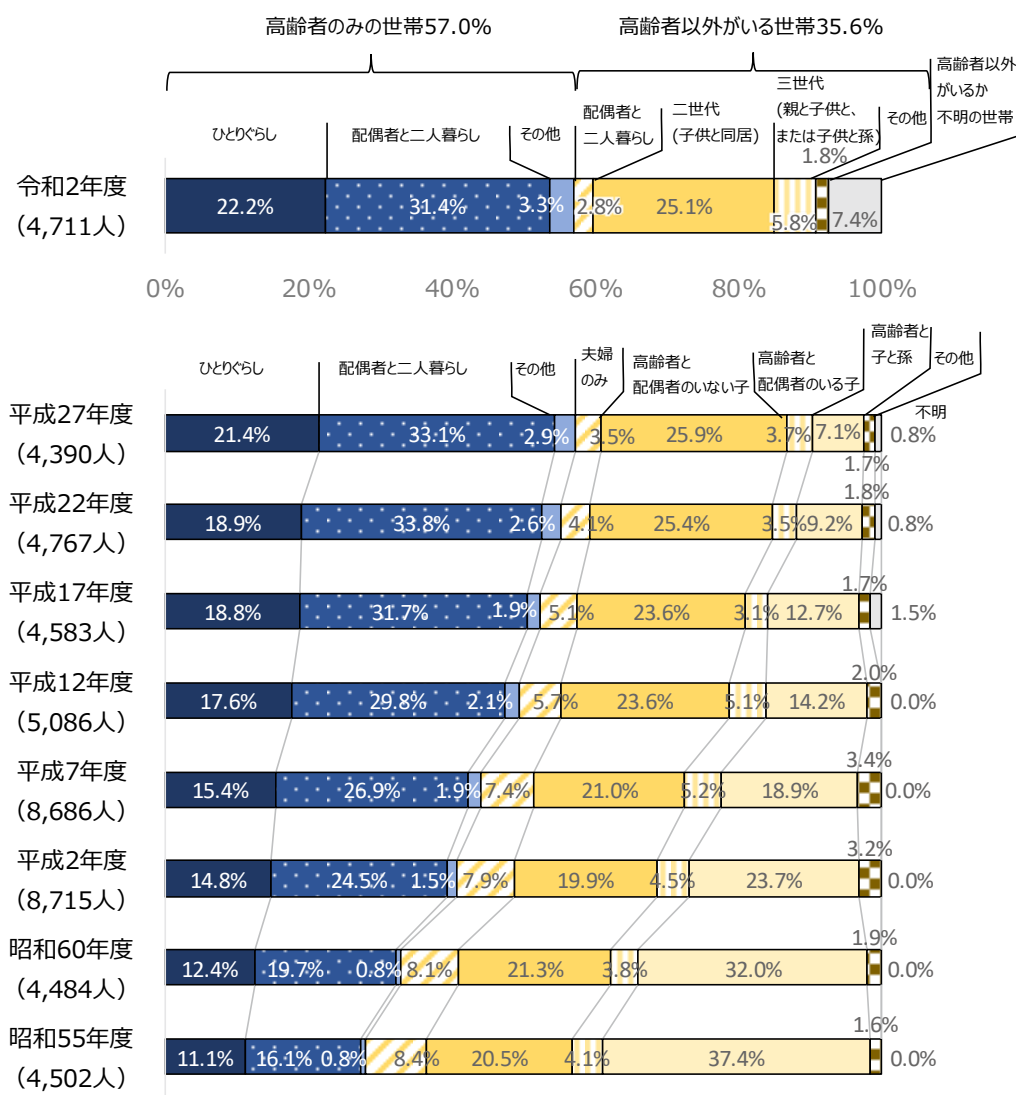
現状・課題

- 令和3年9月時点で、日本の65歳以上の高齢者の人口に占める比率は29.1%です。都内においても23.4%を超える状況となっており、男女比率を見ると、65歳以上では6割弱、75歳以上では6割以上が女性で占められています。
- また、高齢夫婦のみの世帯や高齢者単身世帯は、増加傾向にあります。令和2年度東京都福祉保健基礎調査『高齢者の生活実態』の結果によると、世帯構成を世帯類型別でみると、「高齢者のみの世帯」の割合は57.0%で、調査を開始した昭和55年から増加傾向にあります。このうち、「ひとりぐらし世帯」の割合は、高齢者全体の22.2%を占めています(図Ⅲ-3)。
- 同調査において、高齢者本人に、介護をしている相手がいるかどうかを尋ねたところ「介護している」の割合が14.3%となり5年前から3.5ポイント上昇しています。介護の相手として最も多いのは配偶者で36.8%、次いで親が27.4%となっています。
- 男女とも相対的貧困率は高齢期に上昇する傾向がありますが、総じて男性よりも女性の貧困率は高く、その差は高齢期になると更に拡大傾向が見られます。
- 内閣府の「高齢者の日常生活に関する意識調査」では、高齢者自身が将来に何らかの不安を感じていることとして、「自分や配偶者の健康や病気のこと」については、およそ7割で1番大きく、次いで「自分や配偶者が寝たきりや身体が不自由になり介護が必要な状態になること」がおよそ6割となっています。
- また、内閣府の「高齢者の住宅と生活環境に関する調査結果」によると、全国の60歳以上の単身世帯の男性については、電話や電子メールも含めた会話の頻度が「2～3日に1回」以下の者がおよそ21.6%にものぼります。さらに、内閣府の「高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査」によると、近所付き合いの程度においては、一人暮らしの男性は「付き合いがほとんどない」が約13.7%と高い結果が出ています。地域ぐるみで高齢者、とりわけ単身男性を見守るとともに、介護や医療分野とも連携して、高齢者が安心して暮らし続けることのできる地域づくりが求められています。
- 一方、家庭での介護が長期間にわたることによる家族の介護疲れ等を背景に、高齢者虐待が生じています。東京都の「令和元年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関

する調査」によると、家庭内で虐待を受けた高齢者の75.7%が女性です。一方、虐待者は息子が39.3%、夫が18.7%など男性の割合が多くなっています。虐待の種類としては、身体的虐待が64.1%、心理的虐待が45.8%となっています。虐待の相談・通報者として、介護保険サービスを受けているケースでは介護支援専門員の割合が高く、介護保険関係者との連携を強めることにより、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の早期発見・早期対応を図ることも重要です。

- 令和2年度東京都福祉保健基礎調査「高齢者の生活実態」の結果によると、何歳頃まで働ける社会が理想であるかきいたところ、「70歳頃まで」が31.2%、「75歳頃まで」が21.8%、「80歳頃まで」が10.4%、「80歳以上で働けるまで」が11.4%で、合わせて74.8%でした。一方、「60歳頃まで」と「65歳頃まで」を合わせた割合は12.6%であり、長く働き続けることを希望する高齢者が多いことがうかがえます。
- 総務省「統計からみた我が国の高齢者（65歳以上）」（平成25年）によると、東京都の65歳以上女性の就業希望者比率は、8.6%と全国で1位となっています。
- 就業を希望する高齢者がこれまでの知識・経験などを活かして他の世代とともに雇用や就業の場で活躍したり、社会活動に参加したりしていくことは、高齢者自身の生きがいになるだけでなく、東京の活力の向上にもつながります。
- 人生百年時代にあって、これまで培ってきた経験等が活かされ最も充実した時期を過ごせるよう自らの希望に応じた、仕事や学び、趣味、地域活動ができるよう様々な支援を展開するとともに、健康維持の取組が重要となってきます。

(図Ⅲ-3)『高齢者の生活実態』世帯類型 – 過去調査との比較



資料：東京都福祉保健局「令和2年度高齢者の実態調査調査結果の概要」より作成

■ 取組の方向性

- 高齢者を地域で見守る体制を整備し、地域ぐるみでの高齢者支援体制を充実させます。
- 高齢者の培ってきた知識と経験を効果的に活かすことができる就業機会の確保に向けて、高齢者向けの雇用・就業に関する総合的なサービスを提供するとともに、企業に対する啓発を実施します。
- 就業に限らない高齢者の積極的な社会参加を促すため、高齢者のニーズを踏まえた支援策を周知します。

- 生涯を通じて健やかで心豊かな生活を送ることができるようにするため、高齢者が社会生活を営むうえで必要な機能を維持し、健康上の理由で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）の延伸を目指していきます。

都の施策

ア 地域における高齢者への支援

- 高齢者が住み慣れた地域で、また一人で暮らしていく場合にも、安心して生活していける環境と支援体制を整備します。
- 都民に直接働きかけるとともに、区市町村等の健康づくりの推進主体の取組を支援し、連携を促進することで、都民の健康づくりを推進する体制を整備します。
- 高齢者の知識と経験を活かすため、高齢者向けの雇用・就業に関する総合的なサービスを提供します。
- 高齢者がこれまで培ってきた経験を活かし自らの希望に応じた仕事や学び、趣味、地域活動にチャレンジできる環境整備を行います。
- 高齢者が自分らしく輝くための健康維持に向けた支援を行います。

番号	事業名	事業概要	所管局
256	救急直接通報システム及び住宅火災直接通報システムの整備支援	一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等の安全を確保するため、救急直接通報システム及び住宅火災通報システムの普及促進や整備に取り組む区市町村を支援しています。 本システムにより、在宅高齢者が家庭内で緊急事態に陥ったとき、又は火災が発生したときに、東京消防庁が信号を受信し、迅速な救援・救護活動を行います。	福祉保健局 東京消防庁

番号	事業名	事業概要	所管局
257	シルバーピアの整備	高齢者が住み慣れた地域社会の中で安心して生活できるよう、安否確認、緊急時の対応等を行う生活援助員又はワーデン（管理人）を配置し、バリアフリー化等、高齢者向けに配慮された公的賃貸住宅を整備する区市町村を支援していきます。	福祉保健局
		一人暮らしの高齢者等が地域の中で生活を続けられるよう、高齢者向けに配慮した集合住宅に安否確認や緊急時対応等を行うワーデン（管理人）又はLSA（生活援助員）を配置し、連携する在宅介護支援センター等からサービスを受けられるシルバーピア事業を実施します。	住宅政策本部
258	サービス付き高齢者向け住宅等の登録・閲覧制度	バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス、生活相談サービス等を提供するサービス付き高齢者向け住宅を登録し、その情報を広く提供します。	住宅政策本部
259	サービス付き高齢者向け住宅の供給助成	バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス、生活相談サービス等を提供する高齢者向け住宅の家賃等の助成を行う等により、サービス付き高齢者向け住宅を供給します。	住宅政策本部
260	高齢者等入居支援事業「あんしん居住制度」	賃貸住宅に入居する高齢者等及び家主双方が安心して入居・賃貸できるよう、利用者（高齢者等）の費用負担による、見守り・葬儀の実施等のサービスを実施します。（公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターの自主事業）	住宅政策本部
261	単身者向け都営住宅の公募	住宅に困窮している単身高齢者に対して、居住の場としての都営住宅を供給します。	住宅政策本部
262 ☆	住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進	住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯、DV被害者など）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ります。以下の3つから成り立ちます。 ①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度 ②登録住宅の改修や入居者への経済的支援 ③住宅確保要配慮者への居住支援 東京都居住支援協議会は、区市町村における居住支援協議会の設立を促進するとともに、その活動を支援します。（再掲）	住宅政策本部

番号	事業名	事業概要	所管局
263	生活習慣改善推進事業	都民一人ひとりが望ましい生活習慣を継続して実践し、生活習慣病の発症・重症化予防を図るため、区市町村や民間団体等と連携し、都民自らが負担感のない生活習慣の改善を実践できるよう、普及啓発及び環境整備を行います。(再掲)	福祉保健局
264	「ちょっと実行、ずっと健康。」ウォーキングマップ作成・活用事業	健康づくりの視点を取り入れた「『ちょっと実行、ずっと健康。』ウォーキングマップ」(以下「マップ」という。)を作成し、マップを活用したウォーキングイベントや健康づくり事業に取り組む区市町村を支援します。(再掲)	福祉保健局
265	地域のつながりを通じた生活習慣改善推進事業	地域のつながりが豊かなほど住民の健康状態がよいという報告があることから、住民の地域とのつながりを醸成するような生活習慣の改善のための普及啓発事業や健康教育等に取り組む区市町村を支援します。(再掲)	福祉保健局
266 ☆	シニアスポーツ振興事業	高齢者のスポーツ実施率向上を図り、その健康維持・増進に寄与することを目的に、高齢者を対象としたスポーツ振興事業を実施します。	生活文化スポーツ局
267 ☆	人生100年時代社会参加マッチング事業	シニア・プレシニアの継続的な社会参加を促進するため、委員会を設置し、効果的なきっかけづくり・マッチング等に向けた施策を立案するとともに、区市町村の取組を支援します。	福祉保健局
268 ☆	東京都シニア・コミュニティ交流大会	長寿社会の実現に向けた取組の一環として、交流の輪を広げ、シニア世代の健康で心豊かな生活を応援していくため、多くの方に親しまれている囲碁、将棋、健康マーじゃん、カラオケ、ダンススポーツの5種目による「東京都シニア・コミュニティ交流大会“TOKYO 縁(エン) ジョイ!”」を開催します。	生活文化スポーツ局
269	高齢者の雇用就業支援事業	東京しごとセンターにおいて、雇用・就業に係る総合的なサービスを提供する中で、働く意欲をもつ高齢者に対する就業相談、キャリアカウンセリング、就業支援セミナー等の実施により高齢者の就業を支援します。	産業労働局
270	職業訓練の実施(高年齢者訓練)	職業能力開発センターにおいて高年齢者向けの職業訓練を実施するとともに、民間教育訓練機関を活用した委託訓練を実施することにより、高年齢者の就業を支援します。	産業労働局

番号	事業名	事業概要	所管局
271	はつらつ高齢者就業機会創出支援事業	身近な地域で、高齢者を対象にした就業相談や就業情報の提供、あっせんを行う拠点を区市町村と共同して整備します。	産業労働局
272	シルバー人材センター事業の推進	シルバー人材センターの運営に必要な経費を区市町村を通じて補助します。	産業労働局

イ 行動しやすいまちづくり

- 高齢者をはじめ、誰もが自由に行動できるようなまちづくりを推進します。

番号	事業名	事業概要	所管局
273	福祉のまちづくりの普及・推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情報交換や意見調整を行います。 (再掲)	福祉保健局
274	福祉のまちづくり事業の実施	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業 (再掲)	都市整備局
		鉄道駅総合バリアフリー推進事業 (鉄道駅エレベーター等整備事業) (再掲)	都市整備局
		鉄道駅総合バリアフリー推進事業 (ホームドア等整備促進事業) ホームドアの整備を促進し鉄道駅における安全性を確保するため、区市町村と連携してホームドア等の整備に対する補助を行います。(再掲)	都市整備局
		鉄道駅総合バリアフリー推進事業 (バリアフリー基本構想等作成事業) 地域の面的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想を作成する区市町村に対し補助を行います。また、情報提供や技術的助言を行い、地域のバリアフリー化を推進します。(再掲)	都市整備局
		鉄道駅エレベーター整備事業 (再掲)	交通局
		ユニバーサルデザインの考え方に基づいた人にやさしい地下鉄車両の導入 (再掲)	交通局

番号	事業名	事業概要	所管局
275	心と情報のバリアフリーに向けた普及・推進	全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる福祉のまちづくりを推進するため、様々な障害特性等に配慮し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備する情報バリアフリーや、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーの取組を行う区市町村を支援します。(再掲)	福祉保健局
276 ☆	都道のバリアフリー化	高齢者や障害者を含めた全ての人が安心・安全、快適に利用できる歩行空間を確保するため、歩道の段差解消・勾配改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置等、道路のバリアフリー化を推進します。(再掲)	建設局
277 ☆	公園のバリアフリー化	園路の段差解消等、高齢者、障害者、外国人を含むすべての人が使いやすい施設の整備を行うことで、都立公園のバリアフリー化を推進します。(再掲)	建設局

都民・事業者の取組

ア 地域における高齢者への支援

- 高齢者が住み慣れた地域で、また一人で暮らしていく場合にも、安心して生活していけるよう、地域の見守りネットワークの充実を今後も進めていきます。
- 高齢者が自己の能力や経験を生かして活躍できる場を広げていくことで、高齢者が蓄積してきた知識・経験、技術などを社会に還元できるように努めていきます。

番号	項目	概要	団体名
267	高齢者支援に向けた環境整備支援	大手企業から中小企業への人材移動を図る事業を運営する等、高齢者が自分の希望を実現し、活躍できるよう、支援します。	商工会議所
268	高齢者支援に向けた環境整備支援	子供たちが高齢者に対する理解を深め、高齢者をサポートすることの大切さを理解させます。 ボランティア活動を通して老人ホーム等との交流を計画し、高齢者に対する理解を深め、サポートの仕方を考えることができるようにします。	私立初等学校協会

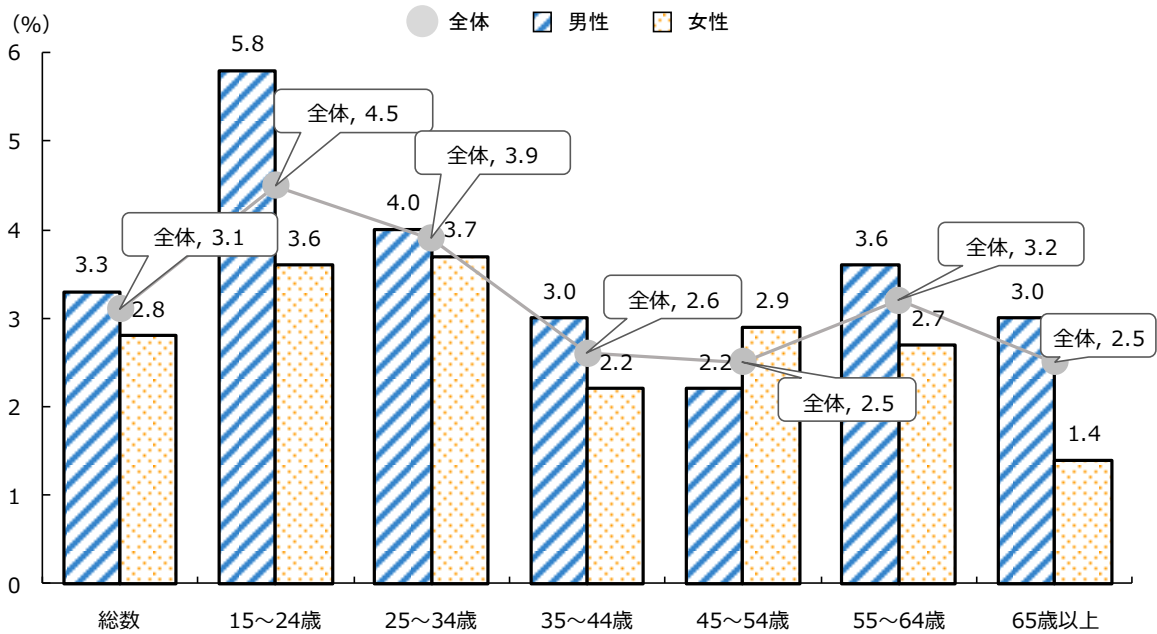
番号	項目	概要	団体名
269	高齢者支援に向けた環境整備支援	高齢者が高齢者を支える時代に入るので、地域において力になれるよう、具体的な高齢者支援のための学習、研修に取り組みます。	地域婦人団体連盟
270	様々な支援	協同組合の一員として高齢者対策やひとり親家庭に対する助け合い活動に関心を持ち、JA や地域と連携し、相互扶助のある暮らしを求めています。(再掲)	J A 東京女性組織協議会
271	地域での支援	男女が人権を尊重し、誰もが共生する市民社会にむけてネットワーク化を図ります。(再掲) 地域の中で高齢者、子供、障害者等が共に過ごす拠点(居場所)を確保し、それを運営しているボランティアやNPO等の活動別のネットワーク化を図り、支援します。	ボランティア・市民活動センター

3 若年層への支援

現状・課題

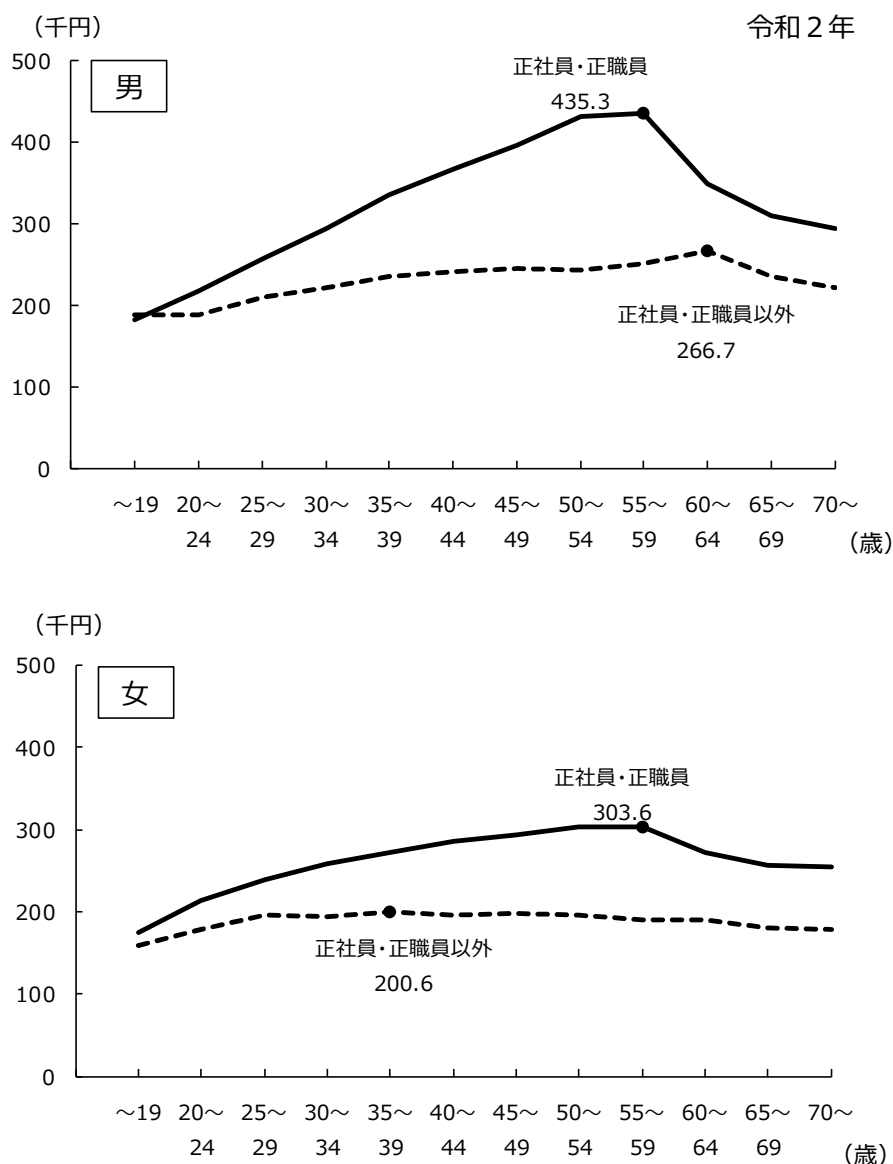
- 産業構造の変化等の影響により、雇用形態が多様化する中で、若年層を中心に、パート・アルバイト、派遣・契約社員などの正社員以外の労働者が増加しています。また、東京都総務局「東京の労働力」によると、都における15～24歳の男性の失業率は令和2年平均で5.8%と、男性全世代平均の3.3%と比べて高くなっています。また、同じく都における15～24歳の女性に関しても、失業率は3.6%で、女性全世代平均の2.8%より高くなっています(図Ⅲ-4)。
- 厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」によると、「正社員・正職員」と「正社員・正職員以外」の賃金を比較した時、20歳～24歳においては、「正社員・正職員」を100とした時、「正社員・正職員以外」の賃金は、男性だと86、女性だと84にとどまっています。そして、年齢が上がるほど、格差も拡大する傾向にあります(図Ⅲ-5)。
- また、厚生労働省の「平成30年若年者雇用実態調査」によると、正社員以外で働いている全国の15～34歳の若年労働者のうち、男性の約5割と女性の約4割は今後正社員として勤務することを希望しています。
- 男性も女性も、多様化する雇用形態の中から、自分の将来を見据えた長期的な視点から働き方の選択ができるよう、若い段階から、キャリアデザインを描く機会を創っていくことが重要です。

(図Ⅲ-4)性・年齢階級別完全失業率（東京都）



資料：東京都総務局「東京の労働力」(令和2年平均)より作成

(図Ⅲ-5) 雇用形態、性、年齢階級別賃金 (全国)



資料：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」より作成

取組の方向性

- 不安定な就労環境に置かれている若年層の男女に向けた、仕事に関する相談体制を充実させます。
- 職業訓練、雇用と就業希望のマッチング等により、安定した就業に向けた支援を行います。
- 男性も女性も、社会構造の在り方も視野に入れ、若いうちからキャリアデザインを描くことができるよう支援をしていきます。

都の施策

ア 若年層への支援

- 不安定な就労環境に置かれている若年層の男女に向けた、仕事に関する相談体制を整備します。
- 職業訓練、雇用と就業希望のマッチング等により、安定した就業に向けた支援を実施します。
- 男性も女性も、社会構造の在り方も視野に入れ、若いうちから人生のライフイベントを見据えた、長期的な視点に立って、キャリアデザインを描くことのできる支援を行います。

番号	事業名	事業概要	所管局
278 ☆	東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営	人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しするため、東京都若者総合支援センター「若ナビα」を運営しています。	生活文化スポーツ局
279 ☆	若者正社員チャレンジ事業	若年求職者にセミナーと企業内実習を実施することで、社会人としての心構えやスキルを身につけ、就職に向けた意欲や自信の向上を図り、その後の正社員化につなげます。 (再掲)	産業労働局
280	若年者の雇用就業支援事業	若者の就職支援のために、東京しごとセンターにヤングコーナーを設け、ワンストップサービスを展開します。個々の状況に応じたきめ細かな相談やカウンセリングに加え、セミナーや合同企業説明会、企業見学等により、若者を就業に結びつけます。	産業労働局
281	職業訓練の実施 (若年者能力開発訓練)	職業能力開発センターにおいて、中卒者・高校中退者等、主に就業経験の少ない若年者を対象に、職業に必要な知識・技能に加え、社会人基礎能力の習得を重視した訓練を実施し、若年者の就業を支援します。また、複数の業種や、企画・製造・販売等の一連の業務を訓練し、若年者の適性や希望にあった業種・職種を選択を支援します。	産業労働局
282	講義用教材の普及によるキャリアデザイン意識の醸成	大学等における講義での活用を前提にした教材「キャリアデザインコンテンツ」の普及により、就職前後の若者のキャリアデザイン意識醸成を図ります。(再掲)	生活文化スポーツ局

番号	事業名	事業概要	所管局
283 ☆	キャリアデザインのためのeラーニングコンテンツ提供	スマートフォンやタブレット等で気軽に楽しみながらキャリアデザインについて知るサイト「WILL キャリッジ」を通じて、高校生や大学生等がキャリアデザインについて考えるきっかけとなる情報を発信します。(再掲)	生活文化スポーツ局

<キャリアデザインのためのeラーニングコンテンツ「WILL キャリッジ」周知チラシ>



都民・事業者の取組

ア 若年層への支援

- 地域において、NPOやPTA等の連携により、若年層の就業支援に取り組めます。
- 事業者団体において、若年層と企業とのミスマッチを解消するための取組を検討していきます。
- 若年層を正社員として雇用するための様々な取組について検討していきます。

番号	項目	概要	団体名
272	若年層の就労促進	(1) 就労支援のため、セミナー（雇用事例紹介、法改正対応等）、相談業務を実施します。 (2) 若年者雇用の課題の一つであるミスマッチ解消、働くことへの理解促進のため、企業見学の機会提供、企業と大学との交流の場の提供、大学の業界研究会への協力等を推進します。	経営者協会
273	若年層の就労促進	ホームページや情報誌等を利用し、若年者の雇用促進の周知を進めます。	中小企業団体中央会
274 ☆	キャリア教育の支援	多様な働き方推進委員会を中心に、若者サポートステーションなどと連携した職業体験や就業機会の提供、障害者や性的少数者への理解を深める勉強会を実施します。(再掲)	中小企業家同友会
275 ☆	キャリア教育の支援	子ども・若者支援プラットフォームにおける事業計画の中で、若者の就労を見据えた、職場体験・職業について学ぶ機会等を実施します。(再掲)	連合東京
276	進学支援	民間企業の協力による支援プロジェクトの実施 次世代への貧困連鎖を予防するため、福祉施設で暮らす子供たちへの大学進学支援、大学就学の資金的精神的支援の提供を行います。	ボランティア・市民活動センター
277	女性のための顕彰活動	女性のための顕彰活動により、女性のチャレンジを支援します。 「夢を生きる 女性のための教育・訓練賞」 対象：扶養家族に対し主たる経済的責任を負っている女性で、生活レベルアップを目指して高校と同等のプログラム、専門学校、技能訓練プログラム、大学学部課程に在学中もしくは入学許可を得ており、かつ経済的援助が必要な女性(再掲)	国際ソロプチミストアメリカ日本東リジョン

4 障害者への支援

現状・課題

- 平成 28 年 4 月、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別解消法（以下「法」という。）が施行されました。法は、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障害者が直面する社会的障壁を取り除くための合理的配慮の提供を求めています。
- 平成 30 年には東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（以下「条例」という）が施行され、法で努力義務としている民間事業者の合理的配慮の提供を義務としました。
- 合理的配慮の提供に当たっては、障害のある女性は、障害者であることに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、その状況に応じた当事者が求める適切な配慮の提供が必要です。
- 基本的人権が尊重される社会を守るため、障害者であることを理由として差別が行われたりすることのないよう、啓発活動や適切な相談対応などに取り組んでいく必要があります。
- また、障害児及びその保護者が身近な地域で安心して生活していけるよう、地域における障害児の支援に取り組む必要があります。

取組の方向性

- 法に基づき、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供、環境の整備に取り組みます。
- 特に障害のある女性は、障害者であることに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、その状況に応じた適切な配慮の提供がなされるよう、啓発等を進めていきます。
- 障害者への偏見や差別の解消を目指した啓発に取り組むとともに、相談にも適切に対応していきます。
- 地域における障害児の支援を充実させるとともに、保護者が働き続けられる取組を進めていきます。

都の施策

ア 障害者への支援

- 法・条例の趣旨を踏まえた上で、職員が適切に対応するために、都は、職員対応要領に基づき、具体的な取組を進めていきます。
- 障害や障害者への理解を進め、互いを思いやる心を育む心のバリアフリーや、様々な障害特性に配慮した情報バリアフリーを進めます。
- 障害のある女性は、障害者であることに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、その状況に応じた適切な配慮の提供がなされるよう、啓発等を進めます。
- 障害者への偏見や差別の解消を目指した啓発に取り組むとともに、相談にも適切に対応していきます。
- 障害児の日中の居場所づくりや保護者の就労継続等に資する様々な取組を進めていきます。

番号	事業名	事業概要	所管局
284	共生社会実現に向けた障害者理解促進事業	障害者差別解消法に基づき、東京都障害者差別解消支援地域協議会の運営や専門相談などの体制整備や普及啓発を行うとともに、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及を図り、障害の有無により分け隔てられないことのない共生社会の実現を目指します。	福祉保健局
285 ☆	障害児支援の提供体制の整備	児童発達支援センター、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所や短期入所について、整備を促進します。	福祉保健局
286 ☆	医療的ケア児等とその家族への支援の充実	医療的ケア児や重症心身障害児が放課後等に安心して過ごせる場を確保するため、放課後等デイサービス、学童クラブ等で看護師の配置や送迎などを行い、医療的ケア児等の受入れを促進する区市町村を支援します。 また、医療的ケア児等の家族の休養や就労等を支援するため、家族に代わって一定時間医療的ケア等を行う訪問看護師の派遣に取り組む区市町村を支援します。	福祉保健局

< 共生社会実現に向けた障害者理解促進事業（ヘルプマーク） >



イ 行動しやすいまちづくり

- 障害者をはじめ、誰もが自由に行動できるまちづくりを推進していきます。

番号	事業名	事業概要	所管局
287	福祉のまちづくりの普及・推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情報交換や意見調整を行います。（再掲）	福祉保健局
288	福祉のまちづくり事業の実施	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業（再掲）	都市整備局
		鉄道駅総合バリアフリー推進事業 （鉄道駅エレベーター等整備事業）（再掲）	都市整備局
		鉄道駅総合バリアフリー推進事業 （ホームドア等整備促進事業） ホームドアの整備を促進し鉄道駅における安全性を確保するため、区市町村と連携してホームドア等の整備に対する補助を行います。（再掲）	都市整備局
		鉄道駅総合バリアフリー推進事業 （バリアフリー基本構想等作成事業） 地域の面的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想を作成する区市町村に対し補助を行います。また、情報提供や技術的助言を行い、地域のバリアフリー化を推進します。（再掲）	都市整備局
		鉄道駅エレベーター整備事業（再掲）	交通局
		ユニバーサルデザインの考え方に基づいた人にやさしい地下鉄車両の導入（再掲）	交通局

番号	事業名	事業概要	所管局
289 ☆	地下鉄におけるトイレ改修	都営地下鉄駅のトイレ改修 駅のトイレを利用するすべての人が快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、出入口の段差解消やベビーカー・ベビーシートの増設など、清潔感と機能性を備えたトイレに改修（グレードアップ）します。 （再掲）	交通局
290 ☆	都道のバリアフリー化	高齢者や障害者を含めた全ての人々が安心・安全、快適に利用できる歩行空間を確保するため、歩道の段差解消・勾配改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置等、道路のバリアフリー化を推進します。（再掲）	建設局
291 ☆	公園のバリアフリー化	園路の段差解消等、高齢者、障害者、外国人を含むすべての人が使いやすい施設の整備を行うことで、都立公園のバリアフリー化を推進します。（再掲）	建設局
292	心と情報のバリアフリーに向けた普及・推進	全ての人々が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる福祉のまちづくりを推進するため、様々な障害特性等に配慮し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備する情報バリアフリーや、全ての人々が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーの取組を行う区市町村を支援します。（再掲）	福祉保健局
293 ☆	住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進	住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯、DV被害者など）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ります。以下の3つから成り立ちます。 ①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度 ②登録住宅の改修や入居者への経済的支援 ③住宅確保要配慮者への居住支援 東京都居住支援協議会は、区市町村における居住支援協議会の設立を促進するとともに、その活動を支援します。（再掲）	住宅政策本部

<福祉のまちづくり事業 鉄道駅エレベーター整備事業イメージ>



都民・事業者の取組

ア 障害者への支援

- 都民一人一人が、法の目的と内容を理解し、それぞれの立場において自発的に取り組みます。
- 令和3年6月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律が公布され、今後3年以内に施行されます。法改正により、事業者による合理的配慮の提供が義務となり、事業者は、適切に対応していきます。

番号	項目	概要	団体名
278	周知・普及啓発	中小企業における障害者雇用の状況と課題を把握し、課題解決のための発信を行います。	商工会議所
279 ☆	周知・普及啓発	障害者雇用の好事例や参考となる情報の提供等を図ります。	経営者協会
280 ☆	周知・普及啓発	中小企業における障害者の雇用拡大のため、セミナーの開催など関係法令等の周知を図るとともに、国や都などの支援策の活用を促進します。	中小企業団体中央会
281	周知・普及啓発	通常学級において、発達障害等発達に課題のある生徒が周囲の無理解によって中傷やいじめの対象にならないよう、周囲の人達への理解啓発を進めます。	公立中学校PTA協議会
282 ☆	周知・普及啓発	障害者の労働・教育支援及びバリアフリーに対する運動など共生社会を目指した取組を継続的に行います。	青年会議所
283 ☆	周知・普及啓発	東京2020大会のレガシーとして、共生社会実現PTを立ち上げ、引き続きパラスポーツの普及促進に努めます。	連合東京

番号	項目	概要	団体名
284 ☆	地域での教育	<p>(1) 障害があっても子供たちがひとりの人間として尊ばれ、人権意識や男女平等感覚を学校の様々な場で育てられるよう、P T A 活動や卒業後のアフターケア等での機会を捉え、取り組んでいきます。(再掲)</p> <p>(2) 障害があっても子供たちがひとりの人間として地域に受け入れられ、人権・男女平等の理念のもとに尊ばれるよう、団体として様々な機会に発言していきます。(再掲)</p> <p>(3) 障害者に対する偏見をなくし、障害者への差別がなくなるように様々な機会に団体として発信していきます。(再掲)</p> <p>(4) さまざまな障害をもつ児童・生徒の一人一人のニーズに沿った特別支援教育の実施に向け、都や地域・学校に理解を求めて活動していきます。</p> <p>(5) 障害児教育を行う上で共通の課題となるテーマを取り上げ、専門家の講演を受けるワークショップ形式にて啓蒙活動を行います。</p>	特別支援学校 P T A 連合会
285 ☆	キャリア教育の支援	多様な働き方推進委員会を中心に、若者サポートステーションなどと連携した職業体験や就業機会の提供、障害者や性的少数者への理解を深める勉強会を実施します。(再掲)	中小企業家同友会

5 性的少数者への支援

現状・課題

- 「性」は、出生時に判定された性別（身体の性）、性自認（自分が認識している自分自身の性別）、性的指向（どのような性別の人を好きになるか）など、様々な要素からなると考えられており、「出生時に判定された性と性自認が一致し、かつ、性的指向は異性」というパターンにあてはまらない人たちは、性的少数者（性的マイノリティ）などと呼ばれています。
- 性的少数者の人たちの中には、自分の性自認あるいは性的指向を打ち明けることで相手との関係が壊れるのではないかと不安を抱えている人がいます。また、日常生活の中での偏見や差別など、社会生活の様々な面で、人権に関わる問題も発生しています。
- 都は、平成30年10月に「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定し、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進を図ることを明記しました。さらに、条例に基づき、令和元年に「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定しました。
- 基本的人権が尊重される社会を守るため、性的少数者であることを理由に差別が行われたりすることのないよう、啓発活動に取り組む必要があります。
- また、性的少数者の不安や悩みに対応し、差別などを受けた場合に備えた、適切な相談対応などに取り組む必要があります。
- 令和3年10月から実施した都民等調査では、パートナーシップ制度について、約7割の回答者が性的少数者の方々への必要な施策として挙げており、性的少数者当事者の人権尊重とともに、多様な性に関する都民理解の促進につながることから、都においても制度の導入が求められます。

取組の方向性

- 性的少数者への偏見や差別が人権侵害であることを周知するため、啓発に取り組むとともに、相談にも適切に対応していきます。

都の施策

ア 性的少数者への支援

- 性的少数者への偏見や差別の解消を目指した啓発に取り組むとともに、相談にも適切に対応していきます。また、行政や企業を始め、様々な団体との連携を図りつつ、啓発に取り組んでいきます。
- 当事者の声や都民の意見を踏まえたパートナーシップ制度を導入します。

番号	事業名	事業概要	所管局
294 ☆	パートナーシップ制度の導入	性的マイノリティのパートナー関係の届出を受理、証明し、当事者の生活上の困りごと等の軽減につなげるとともに、多様な性に関する都民の理解を推進していきます。	総務局
295 ☆	都立高校における制服の自由選択化の推進	制服の自由選択化を推進する都立高校の取組（教職員の意識啓発や制服PRなど）を支援し、都立高校全体の制服自由化に向けた機運を高めていきます。	教育庁
296 ☆	性自認及び性的指向に関する企業研修	性自認及び性的指向に関する理解を社会により一層浸透させていくため、民間企業の人事・採用担当者等を対象とした無料研修を実施します。受講企業自らがLGBTフレンドリー宣言を行い、これを都がホームページで公表すること等を通じて、事業者における主体的な取組について一層促進していきます。	総務局
297 ☆	交流の場・機会提供事業	自らの性のあり方に悩み戸惑う当事者が、生き方のヒントを得ることができるよう、若年層を中心とした当事者同士が安心して集い、交流できる場・機会を提供します。	総務局
298	普及啓発の推進	啓発用の冊子及びリーフレットの作成・配布や、イベント等でのパネル展示を行います。	総務局
299	男女平等参画に関する総合相談	東京ウィメンズプラザにおいて、男女平等参画に関する様々な悩み相談、法律に関する相談など総合相談を実施します。	生活文化スポーツ局
300	人権問題に関する相談	東京都人権プラザにおいて、人権相談（一般相談）を実施します。	総務局
301 ☆	性自認及び性的指向に関する相談	性自認及び性的指向に関して、当事者や保護者等からの相談に応じます。	総務局

<人権問題に関する相談（東京都人権プラザ）>



都民・事業者の取組

ア 性的少数者への支援

- 性的少数者への偏見や差別をなくし、全ての人々の人権が尊重される社会の実現を目指していきます。

番号	項目	概要	団体名
286	周知・普及啓発	性的少数者をめぐる問題、課題に対する企業の対応等に関する周知・啓発等を図ります。	経営者協会
287 ☆	周知・普及啓発	男女平等参画について、『出版倫理協議会』において、行政や他の機関との連携に取り組みます。また、『東京都青少年の健全な育成に関する条例』の遵守、女性やマイノリティへの差別的な表現の自主規制に向けて取り組みます。(再掲)	雑誌協会
288	周知・普及啓発	学習会などを通じ理解を深めます。	連合東京
289 ☆	キャリア教育の支援	多様な働き方推進委員会を中心に、若者サポートステーションなどと連携した職業体験や就業機会の提供、障害者や性的少数者への理解を深める勉強会を実施します。(再掲)	中小企業家同友会